

## 公明党京都府本部との予算・税制要望並びに政策懇談会に出席

令和5年9月16日（土）、京都東急ホテルにおいて開催された標記懇談会に出席し、公明党京都府本部代表の竹内譲衆議院議員、代表代行の山口勝京都府議会議員、幹事長の湯浅光彦京都市会議員、吉田たかお京都市会議員と懇談しました。

当日は、戸川幹事長から京政連の活動を紹介するとともに、北川会長から令和5年度税制改正及び土地住宅政策等に関する要望事項について、宅建業者だけではなく、消費者の為にも実現していただきたいと述べられ、同席された公益社団法人京都府宅地建物取引業協会の梶原副会長からは、令和6年度政策要望について述べられました。

懇談会は、終始和やかな雰囲気の中、都市計画の見直し後の現状など、宅建業に係る諸問題について意見交換を行い、相互理解を深めました。



### ◆出席者

[議員]

竹内譲衆議院議員

山口勝京都府議会議員

湯浅光彦京都市会議員、吉田たかお京都市会議員

[京都府宅建政治連盟]

北川会長、戸川幹事長

[(公社)京都府宅地建物取引業協会]

梶原副会長

### ◆意見交換の内容

- 固定資産税（商業地）の見直しについて
- 住宅政策等について

- 空き家問題について
- 都市計画の見直し後の現状について

### ◆令和6年度政策要望（業協会）

- 農地法第5条の農地転用手続きについて

非線引き都市計画区域であっても用途地域が定められている区域内においては、許可制から届出制とすること。

- 新築建売住宅等を分譲する宅建業者に係る不動産取得税猶予の取り扱いの拡充について
- 借地借家法、耐震改修促進法の改正について

①借地借家関係にある建物の安全性確保のため、行政庁が主宰する第三者機関による強い地震・風水害等での倒壊危険性の判断により、老朽化した建物の使用禁止、借地借家契約の解約等ができる制度を創設すること。

②安全な使用のためには大修繕が必要な建物については、老朽化の度合いを踏まえた適切な借家権価格、借地の存続期間を考慮した借地権価格の補償を行えば借家契約借地契約を解約できるよう借地借家法を改正すること。また、同様の状態の賃貸集合住宅については、居室の過半数が退去に応じており、借家権相当額が補償されれば退去を求める正当理由があるとする。

③借地借家法施行前からの借地についても、定期借地契約への移行を認めること。